

「北朝鮮映画」著作権侵害差止等請求事件：東京地裁平成 18(ワ)6062・平成 19 年 12 月 14 日（民 47 部）判決＜棄却＞ / 知財高裁平成 20（ネ）10011・平成 20 年 12 月 24 日（4 部）判決＜一部認容＞ / 最高裁平成 21（受）602・平成 23 年 12 月 8 日（一小）判決＜請求棄却＞

### 【キーワード】

北朝鮮の映画の著作物，TV放送の紹介放映（2 分間），ベルヌ条約，著作権法 6 条 3 号，原告の当事者能力，準拠法

### 【事実の概要】

本件は，朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」という。）の国民が著作者である映画を，被告が，その放送に係るニュース番組で使用したことについて，原告朝鮮映画輸出入社（以下「原告輸出入社」という。）が，被告の上記行為は，同映画の著作権者である原告輸出入社の著作権（公衆送信権）を侵害し，かつ，今後も侵害するおそれがあると主張して，被告に対し，いずれも北朝鮮の国民が著作者であり，原告輸出入社が著作権を有すると主張する上記映画を含む別紙映画目録記載の各映画（以下「本件各映画著作物」という。）について，侵害の停止又は予防として放送の差止めを請求し，また，原告らが，被告の上記行為は，原告輸出入社の著作権及び本件各映画著作物の日本国内における使用等につき独占的な利用等の権利を有している原告有限会社カナリオ企画（以下「原告カナリオ」という。）の利用許諾権を侵害する不法行為に当たると主張して，被告に対し，不法行為に基づく損害賠償請求として，原告ら各自（原告らの連帯債権）に 5 5 0 万円（無断使用による損害の内金 5 0 0 万円及び弁護士費用 5 0 万円）及びこれに対する遅延損害金を支払うよう請求する事案である。

これに対し，被告は，本案前の答弁として，原告輸出入社に当事者能力がないことを理由に訴えの却下を求めるとともに，本案の答弁として，北朝鮮の国民が著作者である著作物（以下「北朝鮮の著作物」という。）は我が国が条約により保護の義務を負う著作物（著作権法 6 条 3 号）に当たらないなどと主張し，請求棄却を求めている。

1 争いのない事実等（証拠を掲げていない事実は当事者間に争いが無い。）

#### (1) 当事者

ア 原告（朝鮮映画輸出入社）は，北朝鮮の憲法に基づいて登録及び保護されている北朝鮮文化省傘下の行政機関である。（甲 1 の 1 ないし 3）

イ 原告（有限会社カナリオ企画）は，実写映画，アニメーション映画，テレビ映画，コマーシャルフィルム，グラフィックデザインその他の映像等の企画，製作，請負，配給，売買，貸借，輸出入，管理及びあっせん仲介等を目

的とする有限会社である。(弁論の全趣旨)

原告カナリオは、原告輸出入社との間で、平成14年9月30日、原告輸出入社が著作権を有する北朝鮮の国内で製作された映画(以下「北朝鮮映画」という。)について、その日本国内における独占的な上映、複製及び頒布を、原告輸出入社が原告カナリオに許諾することなどを内容とする映画著作権基本契約(以下「本件映画著作権基本契約」という。)を締結した。

(甲2)

ウ 被告(株式会社フジテレビジョン)は、放送法に基づくテレビジョン放送等を目的とする株式会社である。

(2) 北朝鮮のベルヌ条約加入

北朝鮮は、平成15年(2003)1月28日、世界知的所有権機関事務局長に対し、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(以下「ベルヌ条約」という。)の加入書を寄託した。同事務局長は、同日、その事実をベルヌ条約加盟国に対し通告し、これにより、ベルヌ条約は、同通告の3か月後である同年4月28日から、北朝鮮について効力を生じた(ベルヌ条約28条(2)(c)及び(3))。

なお、我が国は、昭和50年(1975)にベルヌ条約パリアクトを批准した。

(乙4)

(3) 我が国の北朝鮮に対する国家承認の不存在

我が国は、国際法上、北朝鮮を国家として承認していない。

(4) 被告の行為

被告は、平成15年12月15日、「スーパーニュース」と題するニュース番組において、別紙映画目録1n記載の「司令部を遠く離れて」と題する映画(以下「本件放送著作物」という。)の映像の一部を、原告らの事前の許諾を受けずに放送した。(甲15ないし17)

## 2 主要な争点

- (1) 原告輸出入社は、当事者能力を有するか。
- (2) 北朝鮮の著作物は、我が国の著作権法による保護を受けるか。
- (3) 原告輸出入社は、本件各映画著作物の著作権を取得したか。
- (4) 原告カナリオの利用許諾権の範囲

### 争点に関する当事者の主張

1 争点(1)(原告輸出入社の当事者能力の有無)について

〔原告らの主張〕

(1) 朝鮮民主主義人民共和国民法(以下「北朝鮮民法」という。)11条1項は、「民事法律関係の当事者には、独立的な経費予算又は独立採算制により

運営する機関，企業所，団体及び公民がなる。」と規定し，同法 12 条は，「組織された機関，企業所，団体は，当該機関に登録されてはじめて創設されたものと認められる。機関，企業所，団体は，当該機関に登録されたときから民事上の権利を有し，又は義務を負うことができる民事権利能力とそれ自身が直接実現することができる民事行為能力を有する。」と規定している。これらの規定にいう「機関」とは，国家行政機関を意味する。原告輸出入社は，北朝鮮の憲法に基づいて登録及び保護されている北朝鮮文化省傘下の行政機関であるから，北朝鮮民法 11 条 1 項にいう民事法律関係の当事者となり得るものであり，また，同法 12 条により，北朝鮮民法上，権利能力及び行為能力を有している。

(2) 原告輸出入社の本国法である北朝鮮の法律によって権利能力が認められる以上，北朝鮮が未承認国であるか否かを問わず，当然に当事者能力が認められるべきである。

したがって，原告輸出入社は，当事者能力を有する。

〔被告の主張〕

(1) 当事者能力の準拠法については，法廷地法によるのが判例，通説であるから，原告輸出入社の当事者能力の有無は，法廷地である我が国の民事訴訟法によって判断されることになる。そして，この場合，本国法で権利能力が認められている者については，民事訴訟法 28 条により当事者能力を認める見解が有力である。

しかし，本国法で権利能力が認められている限り，あらゆる者に当事者能力が認められるとすると，我が国の基本的な法制度とは相容れない法制度を採用している国で権利能力を付与された者についても，当事者能力を肯定せざるを得なくなる。この場合，その者が我が国の訴訟手続の規制等に服し得る実態を有しているとは限らないため，訴訟手続に混乱をきたすことになりかねず，当事者能力の準拠法を法廷地法とした趣旨が没却される。

そこで，民事訴訟法 28 条によって当事者能力が認められるのは，本国法上権利能力を有する者のうち，我が国でも権利能力が認められる者に限られると解すべきである。

(2) 我が国では，行政機関には権利能力が認められていないから，北朝鮮の行政機関である原告輸出入社は，当事者能力を有しない。

【地裁の判断】

1 争点(1) (原告輸出入社の当事者能力の有無) について

(1) 前記第 2 の 1 (1) に記載したとおり，原告輸出入社は，北朝鮮の行政機関である。このような外国の団体が我が国の民事訴訟において当事者能力を有するか否かは，国際民事訴訟法上の問題であるから，どの国の法が適用されるか

を決定する必要がある。

当事者能力とは、民事訴訟において訴訟関係の主体である当事者となることのできる一般的な資格をいい、訴訟法（手続法）上の概念である。そして、手続については法廷地法によるべきであるから、手続法上の概念である当事者能力については、法廷地である我が国の民事訴訟法が適用されると解するのが相当である。

そして、民事訴訟法 28 条によれば、当事者能力は民法その他の法令に従うとされているので、当事者能力の有無は、権利能力に関する民法その他の実体法の規定に基づいて判断される。

もっとも、前記のとおり、原告輸出入社は、北朝鮮の行政機関であり、本件における権利能力の問題は、その主体が外国の行政機関であるという点で涉外的要素を持つため、準拠法を決定する必要がある。

この点、行政機関の権利能力の準拠法に関しては、法の適用に関する通則法（以下「法適用通則法」という。）等に直接の定めがないから、条理に基づいて、当該行政機関と最も密接な関係がある国である当該行政機関が設立された国の法律（本国法）によると解すべきである。国内のいかなる範囲の団体に権利能力を付与するかは、当該国の法政策上の問題であり、また、団体が享有し得る権利能力も当該国の法律の定める範囲に限定される以上、当該団体と最も密接な関係があるのは、当該団体が設立された国と解されるからである。

したがって、行政機関の権利能力の準拠法は、原告輸出入社が設立された北朝鮮の法律であると解すべきである。

そこで、本件について検討すると、上記争いのない事実等及び証拠（甲 1 の 1）によれば、北朝鮮の国内において施行、適用されている北朝鮮民法 12 条 2 項は、「機関、企業所、団体は、当該機関に登録されたときから民事上の権利を有し、又は義務を負うことができる民事権利能力とそれ自身が直接実現することができる民事行為能力を有する。」と規定していること、ここにいう「機関」とは、国家行政機関を意味すること、原告輸出入社は、北朝鮮の国家行政機関である文化省によって登録された同省傘下の行政機関であること、がそれぞれ認められる。

上に認定した事実によれば、原告輸出入社は、北朝鮮民法 12 条 2 項の登録がされた北朝鮮文化省傘下の行政機関に当たるから、同条項により権利能力を有していると認められる。

以上によれば、原告輸出入社は、準拠法である北朝鮮の法律によって権利能力を付与されているから、民事訴訟法 28 条により当事者能力を有するというべきである。

(2) 被告は、当事者能力が認められるのは、本国法上権利能力を有しているだけでは足りず、我が国でも権利能力が認められることが必要であり、我が国

では行政機関に権利能力が認められていないから、北朝鮮の行政機関である原告輸出入社には権利能力が認められず、当事者能力も認められないと主張する。

しかしながら、民事訴訟法28条は、本国法上権利能力を有する者に当事者能力を認めることとしていると解すべきことは前記のとおりであり、同条の解釈として、当事者能力が認められるためには更に我が国の法令上も権利能力が認められることを必要とすると解することはできない。

被告は、本国法で訴訟能力が付与された者であっても、我が国の訴訟手続の規制等に服し得る実態を有しているとは限らないため、訴訟手続に混乱をきたすことになりかねないと主張する。しかしながら、上記のような問題点は、民事訴訟法28条の解釈としてではなく、個別の事案において、法適用通則法42条の公序良俗違反の解釈の問題として解決されるべきものであると考えられる。そして、我が国においても、平成16年法律第84号による改正前の行政事件訴訟法11条1項は、処分等取消しの訴えについて行政庁が被告適格を有するとして、その限度で当事者能力を認めていたのであり、また、個別の法律においても同様に行政庁の被告適格を認めている場合がある（特許法178条1項、179条等）。加えて、証拠（甲1の2、3）によれば、原告輸出入社は、「映画輸出及び輸入、映画合作及び注文製作、技術協力」に関する権限を有し、北朝鮮映画の著作権等を行使する国家映画会社であるとされていることが認められるのであり、行政機関とはされているものの、その実質は、むしろ、我が国における私法人に近いといえることができる。そうであれば、原告輸出入社が、行政機関であることをもって、我が国の訴訟手続の規制等に服し得る実態を有していないとはいえず、訴訟手続に混乱をきたすともいえないから、原告輸出入社に当事者能力を認めたとしても、公序良俗に反するということができない。被告の上記主張は採用することができない。

(3) 以上のとおり、原告輸出入社は、その本国法である北朝鮮の法律によって権利能力が付与されているから、民事訴訟法28条により、当事者能力を有する。

2 争点(2)（北朝鮮の著作物の我が国の著作権法による保護の可否）について  
(1) 原告輸出入社の差止請求については、外国である北朝鮮の著作物の著作権に基づく請求であるという点で、渉外的要素を含むものであるから、準拠法を決定する必要がある。著作権に基づく差止請求は、ベルヌ条約5条(2)により、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによることとなり、我が国の著作権法が適用される。

また、原告らの損害賠償請求については、被侵害利益が北朝鮮の著作物の著作権ないしその利用許諾権であるという点で、いずれも渉外的要素を含むものであるため、準拠法を決定する必要がある。上記法律関係の性質は不法行為であるから、準拠法については、法例11条1項（法適用通則法附則3条4項に

より、なお従前の例によるとして、法例の規定が適用される。)によって決すべきである。そして、同条項にいう「原因タル事実ノ発生シタル地」は、原告らに対する権利侵害という結果が生じたと主張されている我が国であるというべきであるから、本件における損害賠償請求については、民法709条が適用される。

(2) 著作権法6条は、同法の保護を受ける著作物は、日本国民(我が国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む。)の著作物(同条1号)、最初に日本国内において発行された著作物(最初に国外において発行されたが、その発行の日から30日以内に国内において発行されたものを含む。同条2号)及び前2号に掲げるもののほか、条約により我が国が保護の義務を負う著作物(同条3号)に限る、と規定している。本件各映画著作物については、同法6条1号、2号に該当するとの主張、立証はなく、原告らは、同条3号の「条約によりわが国が保護の義務を負う著作物」に当たると主張している。

すなわち、原告らの主張は、ベルヌ条約3条(1)(a)が、いずれかの同盟国の国民である著作者の著作物は、この条約によって保護される旨を規定しており、北朝鮮がベルヌ条約に加入したことにより、既に同条約に加入している我が国との間にベルヌ条約上の権利義務関係が生じ、北朝鮮は我が国にとってベルヌ条約の同盟国と認められるから、本件各映画著作物は、著作権法6条3号にいう「条約によりわが国が保護の義務を負う著作物」に当たる、というものである。

これに対し、被告は、我が国が、北朝鮮を国家として承認していないから、我が国と北朝鮮との間でベルヌ条約上の権利義務関係は生じず、我が国は、ベルヌ条約上、北朝鮮の著作物を保護する義務を負わないとして、原告らの前記主張を争っている。

そこで、本件各映画著作物が著作権法6条3号の「条約によりわが国が保護の義務を負う著作物」に当たるか否かの解釈問題として、我が国が国家として承認していない北朝鮮がベルヌ条約に加入したことにより、我が国と北朝鮮との間でベルヌ条約上の権利義務関係が生じるか否かが問題となる(この点は、著作権に基づく差止請求のみならず、著作権等を被侵害利益とする損害賠償請求においても問題となる。)

(3) 上記争いのない事実等並びに証拠(甲1の1ないし3, 甲2ないし7, 甲8の1, 2, 甲12, 13の各1, 2, 甲15ないし18, 21, 調査囑託の結果)及び弁論の全趣旨を総合すると、以下の事実が認められる。

#### ア 訴訟に至る経緯等

(ア) 北朝鮮映画に関する使用料の支払状況

- a 被告は、平成15年2月11日、「スーパーニュース」と題する番組において北朝鮮映画である別紙映画目録1f記載の映画の映像の一部を放送し、同年3月31日、原告カナリオに対し、上記映画の使用料として18万9000円を支払った。(甲5)
- b 日本テレビ放送網株式会社(以下「日本テレビ」という。)は、平成15年4月15日、「ザ!情報ツウ」と題する番組において北朝鮮映画の映像の一部を放送し、同年6月5日、原告カナリオに対し、上記映画の使用料として7万8750円を支払った。(甲6)
- c 日本放送協会(以下「NHK」という。)は、平成15年10月26日、「海外ネットワーク」と題する番組において「人民教員」と題する北朝鮮映画の映像の一部を放送し、同年11月28日、原告カナリオに対し、上記映画の使用料として11万5500円を支払った。(甲7)

(イ) 北朝鮮のベルヌ条約加入に関する文化庁の見解

平成15年1月28日、北朝鮮から、世界的著作権機関事務局長に対し、ベルヌ条約の加入書が寄託され、同日、同事務局長は、その事実をベルヌ条約加盟国に対し通告した。これにより、ベルヌ条約は、同通告の3か月後である同年4月28日から、北朝鮮について効力を生じた。

北朝鮮のベルヌ条約加入について、文化庁長官官房国際課は、平成15年4月22日付け「朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)のベルヌ条約加盟について」と題する書面において、「北朝鮮がベルヌ条約を締結したとしても、我が国は北朝鮮を国家として承認していないことから、条約上の権利義務関係は生じず、我が国において法的な効果は一切生じない。したがって、我が国は、北朝鮮の著作物についてベルヌ条約に基づき保護すべき義務を負うものではなく、北朝鮮がベルヌ条約を締結することによる我が国への影響はない。」との見解を示した。(甲8の2)

(ウ) 文化庁の見解表明後の各放送局の対応

- a 原告カナリオは、平成16年5月25日、NHKが「ニュース7」と題する番組において北朝鮮映画の映像の一部を放送したため、NHKに対し、当該映像の出所について回答を求めた。

これに対し、NHKは、「映像の出所」についてはお答えいたしかねます。いずれにしても、5月25日の「ニュース7」で使用した北朝鮮映画の映像は、「報道・引用」の範囲内だと考えております。」と回答するとともに、上記(イ)の文化庁の見解を記載した書面を別紙として添付し、これを引用して、「政府は別紙のように、「国交がない北朝鮮との間では、ベルヌ条約に基づいて著作権を保護する義務は生じない」との公式見解を示していますが、NHKでは、現在、KRT・朝鮮中央テレビの映像の取り扱いについて、在日本朝鮮人総联合会との間で協議を続けておりま

す。」と回答した。(甲8の1, 2)

b 原告カナリオは、被告に対し、北朝鮮の劇場用映画の取扱いについて回答を求めた。

これに対し、被告は、平成15年5月21日付け「北朝鮮劇場用映画取り扱いの件」と題する書面において、「北朝鮮のベルヌ条約加盟につきましては、文化庁より「条約上の保護関係は生じない」との見解がでているのは、既承の通りです。・・・(中略)・・・弊社といたしましては、著作権案件の管轄官庁である文化庁の見解を尊重することとし、その背景に関しましては、貴社より文化庁にご照会いただくのが、適切と考えております。・・・(中略)・・・貴社が権利主張されております当該映画に関しましては、ベルヌ条約上の内国民待遇を受けられず、・・・(中略)・・・現時点では本邦著作権法での権利保護はうけられないというのが、弊方の結論です。従いまして、今後、わが国政府における・・・(中略)・・・北朝鮮著作物の取り扱いが変更になり、日本と北朝鮮間で相互に著作権の保護関係が発生するまでは、当該映画を、弊方の必要に応じて、なんらの制限も留保条件もなく使用することが可能であることとなります。」と回答した。(甲4の1, 2)

c 被告は、平成15年12月15日、「スーパーニュース」と題するニュース番組において、原告らの事前の許諾を得ずに本件放送著作物の映像の一部を放送した。(甲15ないし17)

(エ) 本件訴えの提起等

a 原告カナリオは、平成16年9月21日、被告及び日本テレビに対し、それぞれ、北朝鮮のベルヌ条約加入により、同条約の締約国である日本は、北朝鮮の国民ないし同国に主たる事務所又は住所を有する映画製作者が製作した映画著作物並びに同国において第一発行された映画の著作物の著作権を保護する義務を負っていること、文化庁の前記見解は52年最高裁判決に明らかに反する誤った解釈であるから、日本国内における北朝鮮映画についての独占的な利用許諾権を有する原告カナリオの許諾を得ずに北朝鮮映画を使用することは、原告輸出入社の著作権及び原告カナリオの独占的な利用許諾権を侵害するものであること、被告及び日本テレビに対する、これまでの無断使用分の使用料の請求について法的請求を検討していること、今後、北朝鮮映画を使用する場合には原告カナリオの承諾を得ることを求めること、などを内容とする通知書を送付した。(甲12, 13の各1, 2)

b 原告らは、平成18年3月24日、本件訴えを提起した。

イ 北朝鮮のベルヌ条約加入に関する政府機関の見解

当裁判所は、平成18年6月27日、日本国と北朝鮮との間におけるベル



又条約に基づく権利義務関係の存否等について、必要な調査を外務省及び文部科学省に囑託した。これに対し、各省は、同年8月31日、次のとおり回答した。

(ア) 外務省の回答

「我が国は北朝鮮を国家として承認していないことから、2003年に北朝鮮がベルヌ条約を締結しているものの、北朝鮮についてはベルヌ条約上の通常の締約国との関係と同列に扱うことはできず、我が国は、北朝鮮の「国民」の著作物について、ベルヌ条約の同盟国の国民の著作物として保護する義務をベルヌ条約により負うとは考えていない。

他方で、多数国間条約のうち、締約国によって構成される国際社会（条約社会）全体に対する権利義務に関する事項を規定していると解される条項についてまで、北朝鮮がいかなる意味においても権利義務を有しないというわけではない。具体的にどの条約のどの条項がこれに当たるかについては、個別具体的に判断する必要がある。

また、北朝鮮において我が国国民の著作物が保護されるか否かについては、北朝鮮法上の問題と考えられる。」

(イ) 文部科学省の回答

「我が国は北朝鮮を国家として承認していないことから、2003年に北朝鮮がベルヌ条約を締結しているものの、我が国は、北朝鮮の「国民」の著作物については、ベルヌ条約の同盟国の国民の著作物として保護する義務を負うとは考えておらず、著作権法における「条約によりわが国が保護の義務を負う著作物」ではない。・・・（中略）・・・北朝鮮において、我が国民の著作物が保護されないかどうかは、北朝鮮法における問題である。

北朝鮮に限らず、外国においても可能な限り広く我が国の著作物が保護される方が望ましいものの、著作権は各国政府によって政策的に保護されるものであるので、必ずしも保護されるとは限らない。」

ウ 北朝鮮文化省の見解

北朝鮮文化省は、上記イの日本国の各政府機関の見解につき、「日本国外務省及び文部科学省の回答に対する意見書」と題する書面において、次のとおり見解を示した。（甲21）

「日本国外務省及び文部科学省の公式見解は、「ベルヌ条約」を我が国が未承認国であるが故に、守らなくてもいいという結論を出している。

しかし、その理由に根拠はない。

「ある条約では未承認国でも義務を負う条約もある」という事は認めながら、どの条約が守る義務があり、どの条約が守らなくてもいいのか、即ち「ベルヌ条約」が守らなくてもいいとする条約に該当する理由を、外務省及

び文部科学省の見解は明確にしていない。

我が国は、「ベルヌ条約」の同盟国である日本国の著作権について「ベルヌ条約」に従って保護する意思は有しているが、仮に日本国において相互遵守が出来ない事が確定した場合には大変遺憾に思うと同時に、我々にとって日本国の著作権を保護する義務がなくなるであろうことを憂慮している。

このような違法行為が継続されるならば、それに対応する措置をとらざるを得ないであろう。我が国は、国際法上の義務を遵守すべきことを日本国に要求する。」

#### エ 台湾のT R I P S協定加入に関する政府機関の見解

台湾は、W T O協定に加入し、これにより、T R I P S協定は、平成14年1月1日、台湾について効力を生じた。(甲22)

なお、北朝鮮は、W T O協定に加入していない。

当裁判所は、平成18年12月18日、我が国と台湾との間におけるT R I P S協定に基づく権利義務関係の存否等について、必要な調査を外務省及び文部科学省に囑託した。これに対し、各省は、平成19年1月29日、次のとおり回答した。

#### (ア) 外務省の回答

「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(以下「W T O協定」という。)は、第12条1において、「国(State)」のみならず「独立の関税地域(separate customs territory)」もW T O協定に加入することができるとしており、国家以外の存在であってもW T O協定上の権利義務関係を有することができることを特別に認めるものとなっている(W T O協定に加入した独立関税地域がW T O協定上の「加盟国(Member)」であることは、第16条の「注釈」において、「世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域(separate customs territory Member of theWTO)」とされていることから明らかである。)。したがって、当該規定から、W T Oに加盟している独立関税地域との間では、国家として承認しているか否かにかかわらず、W T O協定上の権利義務関係が存在する。

台湾は、W T O協定第12条1にいう「国(State)」としてではなく、「台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立関税地域」(以下「独立関税地域台湾」という。)という名称で、「独立の関税地域」としてW T O協定に加入し、同協定上の「加盟国(Member)」となっている。したがって、我が国と独立関税地域台湾の間には、W T O「加盟国(Member)」間に生じるW T O協定上の権利義務関係が存在する。

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(以下「T R I P S協定」という。)との関係については、同協定はW T O協定の一部であるので、

我が国と独立関税地域台湾との間には、T R I P S協定第9条に基づく権利義務関係（同条に基づきW T O「加盟国（Member）」が負うベルヌ条約の一定の条項を遵守する義務を含む。）が存在し、これに基づく我が国国内法制上の取扱いにおいても、独立関税地域台湾はW T O「加盟国（Member）」のうちの「国（State）」と同様に扱われる。

北朝鮮については、W T Oにいかなる形でも加盟していないため、我が国として、T R I P S協定（同協定第9条に基づきW T O「加盟国（Member）」が遵守する義務を負うベルヌ条約の条項を含む。）に関し、以上に述べたような取扱いをすべき根拠はない。」

(イ) 文部科学省の回答

「我が国と台湾との関係において、T R I P S協定第9条がベルヌ条約の一定の条項を遵守する義務を定めていることにより、これら条項は、我が国の著作権法第5条及び第6条第3号に規定する「条約」に該当すると考えている。北朝鮮と台湾との間で異なる取扱いをする法的根拠は該当する「条約」の有無である。」

(4) 我が国の著作権法による保護の可否について

ア 北朝鮮の著作物である本件各映画著作物が、我が国の著作権法による保護を受けることができるか否かは、前記(2)で述べたように、本件各映画著作物が著作権法6条3号にいう「条約によりわが国が保護の義務を負う著作物」に当たるか否か、すなわち、我が国が未承認国である北朝鮮に対してベルヌ条約上の義務を負担するか否かの問題に帰着する。

そこで、この点についてみると、現在の国際法秩序の下では、国は、国家として承認されることにより、承認をした国家との関係において、国際法上の主体である国家、すなわち国際法上の権利義務が直接帰属する国家と認められる。逆に、国家として承認されていない国は、国際法上一定の権利を有することは否定されないものの、承認をしない国家との間においては、国際法上の主体である国家間の権利義務関係は認められないものと解される。

この理を多数国間条約における未承認国の加入の問題に及ぼすならば、未承認国は、国家間の権利義務を定める多数国間条約に加入したとしても、同国を国家として承認していない国家との関係では、国際法上の主体である国家間の権利義務関係が認められていない以上、原則として、当該条約に基づく権利義務を有しないと解すべきことになる。未承認国が多数国間条約に加入したというだけで、承認をしない国家との間でそれまで存在しないとされていた権利義務関係が、国家承認のないまま突然発生すると解するのは困難である。

我が国は、北朝鮮を国家として承認しておらず、我が国と北朝鮮との間に国際法上の主体である国家間の権利義務関係が存在することを認めていない。

したがって、北朝鮮が国家間の権利義務を定める多数国間条約に加入したとしても、我が国と北朝鮮との間に当該条約に基づく権利義務関係は基本的に生じないから、多数国間条約であるベルヌ条約についても、同様に解することになる。

イ もっとも、未承認国であっても、国際社会において実体として存在していることは否定されないから、国際法上の主体である国家間の権利義務関係が認められないからといって、未承認国との関係において条約上の条項が一切適用されないと解することが妥当でない場合があり得る。

我が国の外務省も、前記(3)イ(ア)のとおり、未承認国である北朝鮮との関係では、我が国がベルヌ条約上の義務を負うことはないとしつつ、「多数国間条約のうち、締約国によって構成される国際社会（条約社会）全体に対する権利義務に関する事項を規定していると解される条項についてまで、北朝鮮がいかなる意味においても権利義務を有しないというわけではない。具体的にどの条約のどの条項がこれに当たるかについては、個別具体的に判断する必要がある。」との見解を示している。

もとより、多数国間条約の条項のなかには、ジェノサイド条約（「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約」）における集団殺害の防止（1条）や拷問等禁止条約（「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」）における拷問の防止（2条）のように、条約当事国間の単なる便益の相互互換の範疇を超えて、普遍的な国際公益の実現を目的としたものが存在する。このように、条約上の条項が個々の国家の便益を超えて国際社会全体に対する義務を定めている場合には、例外的に、未承認国との間でも、その適用が認められると解される。なぜならば、人を殺すなかれとの命題が刑法の規定を待つまでもなく、社会規範として通用すると同様に、本来、こうした条項は、国家間の合意の有無にかかわらず、国際社会における規範として成立し得るものであり、各当事国が国際社会全体との関係で絶対にその義務を遵守しなければ、条約を締結した目的が十分に達成されないからである。このように、当該条項が、個々の条約当事国の関係を超え、国際社会全体に対する権利義務に関する事項を規定する普遍的な価値を含むものであれば、あらゆる国際法上の主体にその遵守が要求されることになり、その限りでは、国家承認とは無関係に、その普遍的な価値の保護が求められることになる。

ウ 原告らは、著作権の保護が普遍的な価値を有する命題であると主張する。

そこで、著作物の保護義務を定めるベルヌ条約3条(1)(a)の条項が国際社会全体に対する権利義務に関する事項を規定するものと解し得るか、すなわち、著作権の保護（直接的には、いずれかの同盟国の国民である作者の著作物の保護という形態）が国際社会全体における普遍的な価値を有してい

るかについて検討する。

この点について、世界人権宣言は、27条2項によって、「すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。」と定め、著作権を国際的に保護されるべき人権の一つとして定めている。また、ベルヌ条約は、著作権に対する国際的な保護を図るという目的を有し、その加入に何らの要件の具備も要しない開放条約であり(29条)、加盟国の数は、平成19年8月末の時点で163か国に上り、多くの国が、内国民待遇の原則(5条(1))に基づき、著作物の保護に関して自国民と同様の待遇を外国人に与えている。これらの点によれば、著作権が国際社会において保護されるべき重要な価値を有していることは明らかである。

しかしながら、ベルヌ条約自体においても、同盟国の国民を著作者とする著作物(3条(1)(a))、非同盟国の国民を著作者とする著作物のうち、同盟国において最初に発行されるか、同盟に属しない国と同盟国において同時に発行された著作物(3条(1)(b))等が保護されるにとどまっており、非同盟国の国民の著作物が普遍的に保護されているわけではない。非同盟国の国民の著作物であっても、最初の発行地が同盟国であれば保護されるとされているものの、これは、同盟国において、最初あるいは同時の発行を促すことによって、著作物の普及を促進するとともに、これに伴う経済的な利益を獲得することを企図したものである。そこでは、同盟国という国家の枠組みが前提とされており、前国家的な非同盟国の著作者の自然権を保護するという発想は見られない。

また、同条約の他の条項においても、「映画の著作物について著作権を有する者を決定することは、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。」(14条の2(2)(a))、「保護期間は、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。」(7条(8))などと規定して、著作権の主体や保護期間等について、保護を行う国によって異なり得ることを許容するとともに、5条(2)において、著作権の保護の範囲及び著作権を保全するために著作者に保障される救済の方法を、保護が要求される同盟国の法令の定めるところに委ね、その保護の範囲及び方法が国によって異なる事態を想定している。さらに、35条(2)は、同盟国がベルヌ条約を廃棄することができる旨を規定し、廃棄により、条約上の権利義務関係から離脱することを認められているところである。

以上によれば、著作権の保護は、国際社会において、擁護されるべき重要な価値を有しており、我が国も、可能な限り著作権を保護すべきであるということ是可以するものの、ベルヌ条約の解釈上、国際社会全体において、国家の枠組みを超えた普遍的に尊重される価値を有するものとして位置付けるこ

とは困難であるものというほかない。

したがって、ベルヌ条約3条(1)(a)の条項は、国際社会全体に対する権利義務に関する事項を規定するものと解することができず、北朝鮮との関係で同条項の適用は認められないから、結局、我が国は、同条項に基づき北朝鮮の著作物を保護する義務を負わない。

エ 原告らは、TRIPS協定が台湾に発効したことにより台湾の著作物が我が国において保護される旨の文化庁の見解は、同じ未承認国である北朝鮮の著作物に関する同庁の見解と明らかに齟齬しており、未承認国である台湾の著作物を保護するのであれば、北朝鮮の著作物も保護すべきである旨主張する。

しかしながら、WTO協定は、12条1項において、「すべての国又は対外通商関係その他この協定及び多角的貿易協定に規定する事項の処理について完全な自治権を有する独立の関税地域は、自己と世界貿易機関との間において合意した条件によりこの協定に加入することができる。」とし、また、16条の「注釈」において、「この協定及び多角的貿易協定において用いられる「国」には、世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域を含む。この協定及び多角的貿易協定において「国」を含む表現（例えば、「国内制度」、「内国民待遇」）は、世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域については、別段の定めがある場合を除くほか、当該関税地域に係るものとして読むものとする。」と規定しており、主権国家のみならず独立の関税地域もWTO協定に加入することができ、同協定の加盟国となり得ることを前提としている。また、WTO協定の規定を受けて、同協定の一部であるTRIPS協定1条の脚注1も、「この協定において、「国民」とは、世界貿易機関の加盟国である独立の関税地域については、当該関税地域に住所を有しているか、又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する自然人又は法人をいう。」と定めている。これらの規定によれば、WTO協定及びTRIPS協定が、国家として承認されていないものでも、一定の要件の下で「独立の関税地域」として加入することができる旨定めていることは明らかである。前記2(3)エ(ア)によれば、台湾については、これらの規定にいう「独立の関税地域」として、WTO協定に加入したものであると認められる。そして、TRIPS協定9条1項は、「加盟国は、1971年のベルヌ条約の第1条から第21条まで及び附属書の規定を遵守する。」と定めていることから、「独立の関税地域」である台湾と我が国との間でTRIPS協定に基づく著作権の保護関係が生じたものであるということが出来る。これに対し、北朝鮮は、WTO協定に加入していないことから、我が国との間でTRIPS協定に基づく著作権の保護関係は生じていない。

以上のとおりであるから、我が国が未承認国である台湾の著作物を保護するからといって、当然に北朝鮮の著作物も保護すべきであるということでは

きず、この点についての文化庁の見解に齟齬があるとはいえない。原告らの上記主張は失当である。

また、原告らは、52年最高裁判決の法理によれば、北朝鮮の著作物もベルヌ条約により保護されるべきであると主張する。しかしながら、52年最高裁判決は、相互主義を定めた旧特許法32条の「其ノ者ノ属スル国」に未承認国であるドイツ民主共和国（東ドイツ）も含まれると判示したものにすぎず、我が国と未承認国との間に条約上の権利義務関係が生じるかという問題について判断を示したものではないから、本件とは事案を異にし、原告らの主張の根拠となるものとはいえない。

原告らは、その主張の根拠として、北朝鮮著作権法において、同国が加入した条約の加盟国の著作権を保護する旨を規定し、北朝鮮文化省が日本の著作物を保護するとの意思表示をしていること、北朝鮮の著作物が我が国において保護されないということになると、北朝鮮において我が国の著作物が保護されないといった事態が生じ得ることを挙げる。しかしながら、原告らの主張する上記の諸事情は、我が国政府の外交政策上の判断の考慮事情のひとつとなり得るかどうかはともかく、裁判所が、著作権法の解釈問題として、既に(4)アで述べた国家承認についての基本的な考え方と異なり、北朝鮮の多数国間条約への加入により、未承認国である北朝鮮に対し我が国が条約上の義務を負うことになるとの解釈を採用する根拠とはなり得ないというべきである。

原告らは、北朝鮮映画が、既に、国際市場において取引されていることから、国際市場においては、ベルヌ条約の加盟国が国家承認の有無にかかわらず相互の著作権を尊重し合うことが暗黙の前提とされている旨主張する。しかしながら、私人間においては、契約自由の原則により、国家承認の有無にかかわらず、ある国の映画について著作権の存在を前提とした契約を締結することは自由である。このような私人間の契約において未承認国の映画が取引の対象とされたからといって、国家間の権利義務関係として未承認国の著作物の著作権を保護すべき条約上の義務が発生しているということができないことは明らかである。

原告らの上記主張は、いずれも採用することができない。

オ 甲第20号証（鑑定意見書）中には、我が国と北朝鮮との間にベルヌ条約上の権利義務関係が生じていると解すべき根拠として、特定の既存国家が特定の加盟国を国家として承認していないからといって、その加盟国が国家ではないとの理由で、決議に必要な表決数からその加盟国を除外したり、条約発効に必要な批准、加入書の数から除外したりすることが不可能となっているという国際社会の現状を挙げる部分がある。

確かに、条約上の条項が上記のような条約上の組織等に関する事項である

場合には、未承認国との関係でもその適用を認めるのが相当である。しかし、それは、上記のような条約上の組織等に関する事項を、国家承認の有無という個別の事情によって左右されるものとする、条約に基づく意思決定等が困難になることによるものであるといえることができる。本件において、著作物の保護義務を定めるベルヌ条約3条(1)(a)の条項が、このような条約上の組織等に関する事項に当たらないことは明らかである。甲第20号証中の上記記載部分は、本件における原告らの主張を根拠付けるものとはいえない。なお、北朝鮮の著作物について、非同盟国の国民の著作物として、いずれかの同盟国において最初に発行されたものである場合(ベルヌ条約3条(1)(b))等に、我が国がベルヌ条約上保護の義務を負う場合はあり得るものの、原告らにおいて、この点についての主張、立証はない。

(5) 以上のとおりであるから、我が国は、北朝鮮との間でベルヌ条約上の権利義務関係を有するものではなく、北朝鮮に対し、ベルヌ条約3条(1)(a)に基づく義務を負うことはない。したがって、本件各映画著作物は、著作権法6条3号の「条約により我が国が保護の義務を負う著作物」とはいえないから、本件の差止請求及び損害賠償請求は、その前提を欠くことになる。

### 3 結論

以上によれば、原告らの本訴請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がないから、いずれも棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条、65条1項本文を適用して、主文のとおり判決する。

---

#### 【知財高裁の主文】

- 1 控訴人らの本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴人朝鮮映画輸出入社の当審で拡張した請求及び予備的請求をいずれも棄却する。
- 3 控訴人有限会社カナリオ企画の予備的請求に基づき、被控訴人は、控訴人有限会社カナリオ企画に対し、金12万円及びこれに対する平成18年3月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 控訴人有限会社カナリオ企画のその余の予備的請求を棄却する。
- 5 控訴費用は、控訴人朝鮮映画輸出入社と被控訴人との間においては、控訴人朝鮮映画輸出入社の負担とし、控訴人有限会社カナリオ企画と被控訴人との間においては、これを10分し、その7を控訴人有限会社カナリオ企画の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。



## 【高裁の判断】

1 控訴人輸出入社の差止請求及び控訴人らの損害賠償請求（主位的請求）について

当裁判所も、控訴人らの主位的請求（控訴人輸出入社の著作権に基づく差止請求並びに同控訴人の著作権及び控訴人カナリオ企画の独占的利用許諾権の各侵害を理由とする損害賠償請求）は、いずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり、訂正付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第4 当裁判所の判断」（原判決13頁25行～32頁5行）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決の訂正

ア 原判決16頁20行目から17頁7行目までを、次のとおり改める。

「(1) 控訴人輸出入社の差止請求は、同控訴人が北朝鮮の法人であり、また、北朝鮮の著作物についての著作権に基づく請求であるという点で、涉外的要素を含むものであるから、準拠法を決定する必要がある。

我が国が加入しているベルヌ条約5条(2)第3文は、「したがって、保護の範囲及び著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法は、この条約の規定によるほか、専ら、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。」と規定しているところ、この規定は、著作権の「保護の範囲」及び「著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法」という単位法律関係について、「保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる」という準拠法を定める抵触規則であると解される。そして、著作権に基づく差止請求の問題は、「著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法」であると性質決定することができるから、ベルヌ条約によって保護される著作物の著作権に基づく差止請求は、同条約5条(2)により、保護が要求される同盟国の法令、すなわち同国の著作権法が準拠法となる。もっとも、本件においては、北朝鮮の著作物が我が国との関係でベルヌ条約3条(1)(a)によって保護される著作物に当たるか否かが争われており、このような場合にベルヌ条約5条(2)の抵触規則を適用して準拠法を決定することができるのかどうか問題となり得るところである。しかしながら、ベルヌ条約の加盟国数は、平成20年12月現在、全世界163か国にも及んでおり、我が国とこれら多くの加盟国との間においては、著作権に基づく差止請求という法律関係については同条約5条(2)の定める抵触規則が適用されること、この抵触規則は、世界の多くの加盟国において適用される国際私法の規則となっていること及び著作権の属地的な性質からすれば、保護が要求される国の法令を準拠法とすることに合理性があること等に鑑みれば、ベルヌ条約で保護されない著作物についても、上記抵触規則を適用ないし類推適用して保護が要求される国の法令を準拠法と指定することが相当である。

したがって、ベルヌ条約によって保護される著作物に当たるかどうか争われている北朝鮮の著作物に係る著作権に基づく差止請求についても、ベルヌ条約5条(2)の定める抵触規則が適用ないし類推適用されるから、控訴人輸出入社の差止請求については、我が国の著作権法が適用されると解すべきである。

また、控訴人らが損害賠償請求において主張する被侵害利益は、北朝鮮の著作物に係る著作権ないしその利用許諾権（以上、主位的請求）あるいは北朝鮮の著作物という知的財産の利用により享受し得る要保護性のある法的利益（予備的請求）であるという点で、いずれも渉外的要素を含むものであるから準拠法を決定する必要がある。上記法律関係の性質は不法行為であるから、準拠法については、法例11条1項（法適用通則法附則3条4項により、なお従前の例による）として、法例の規定が適用される。）によって決すべきである。そして、同条項にいう「原因タル事実ノ発生シタル地」は、控訴人らに対する権利ないし法的利益の侵害という結果が生じたと主張されている我が国であるというべきであるから、本件における損害賠償請求（主位的・予備的とも）については、民法709条が適用される。」

イ 原判決18頁9行目の「甲15ないし18, 21, 」の次に「33の1ないし4, 7, 8, 10, 11, 13, 14, 16ないし24, 」を挿入する。

ウ 原判決18頁13行目の「被告」を「脱退被控訴人」と改める。

エ 原判決18頁17行目から25行目までを、次のとおり改める。

「b 別紙一覧表「放送者名」欄記載の放送者は、同表「放送年月日」欄記載の日に、同表「番組名」欄記載の番組において、控訴人カナリオ企画の許諾を得た上で（但し、事後許諾のものもある。）、同表「作品名」欄記載の題名（空欄のものは、証拠上、題名が不明である。）の北朝鮮映画の映像の一部を放映し、同表「支払年月日」欄記載の日（空欄のものは、証拠上、支払年月日が不明である。）に、控訴人カナリオに対し、上記映画の使用料として同表「使用料」欄記載の金員を支払った。」

オ 原判決20頁1行目、3行目、18行目、22行目及び同21頁5行目の各「被告」をいずれも「脱退被控訴人」と改める。

カ 原判決26頁10行目から26行目までを、次のとおり改める。

「もとより、多数国間条約の条項のなかには、ジェノサイド条約（「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約」）における集団殺害の防止（1条）や拷問等禁止条約（「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」）における拷問の防止（2条）のように、条約当事国間の単なる便益の相互互換の範疇を超えて、国際社会における普遍的な価値の実現を目的とし、国際社会全体に対する義務を定めたものが存在する。このように、条約上の条項が個々の国家の便益を超えて国際社会全体に

対する義務を定めている場合には、その義務の主題である普遍的な価値が国際社会全体にとって重要性を持つものであるため、すべての国家がその保護に法的利益を持つことから、例外的に、未承認国との間でも、その適用が認められると解される。このように、当該条項が、個々の条約当事国の関係を超え、国際社会全体に対する権利義務に関する事項を規定する普遍的な価値を含むものであれば、あらゆる国際法上の主体にその遵守が要求されることになり、その限りでは、国家承認とは無関係に、その普遍的な価値の保護が求められることになる。」

(2) 当審における控訴人らの主張に対する判断

ア 多数国間条約に未承認国が加入した場合の国際法上の効力

(ア) 控訴人らは、多数国間条約上の権利義務が未承認国との間で原則として生じない旨の国際慣習法は存在しないこと、国際法学の通説によれば、未承認国が多数国間条約に加入した場合に、未承認国であることから当該国を承認しない国との間で当該条約上の権利義務の存在が直ちに否定されるものでもなく、むしろ、未承認国であっても当該国を承認しない国に対して条約上の義務を負うという理を一般的に表明する著名な国際法学者も存在すること、を理由に、原判決が、国家として承認されていない国は、国際法上一定の権利を有することは否定されないものの、承認をしない国家との間においては、国際法上の主体である国家間の権利義務関係は認められないと判断したことは、明らかに国際法の解釈を誤ったものであると主張する。

(イ) そこで検討するに、国家承認の性質及びその国際法上の効果については、これを定める条約及び確立した国際法規が存在するとは認められない。そして、証拠(乙3の1ないし4)によれば、我が国は、北朝鮮を国家承認していないが、国家承認の意義については、ある主体を国際法上の国家として認めることをいうものと理解し、また、国際法上の主体とは、一般に国際法上の権利又は義務の直接の帰属者をいい、その典型は国家であると理解されていること、我が国政府は、北朝鮮を国家承認していないから、我が国と北朝鮮の間には、国際法上の主体である国家間の関係は存在しないとの見解を採っていることが認められる。当裁判所は、日本国憲法上、外交関係の処理及び条約を締結することが内閣の権限に属するものとされている(憲法73条2号、3号)ことに鑑み、国家承認の意義及び我が国と未承認国である北朝鮮との国際法上の権利義務関係について、上記の政府見解を尊重すべきものと思料する。そうすると、未承認国である北朝鮮は、我が国との関係では国際法上の法主体であるとは認められず、国際法上の一般的権利能力を有するものとはいえない。もっとも、未承認国であっても、その政治的存在に基づいて

限定した範囲では国際法上の権利能力を有するものと認めることができる。

以上を前提とすれば、原判決が、未承認国は、国際法上一定の権利を有することは否定されないものの、承認をしない国家との間においては、国際法上の主体である国家間の権利義務関係は認められないと判断したことは相当であり、この判断が国際法の解釈を誤ったものであるとする控訴人らの主張は採用することができない。

(ウ) なお、控訴人らは、多数国間条約上の権利義務が未承認国との間で原則として生じない旨の国際慣習法は存在しないとも主張する。この主張の趣旨は、未承認国は、原則として、承認をしない国家との間においては、国際法上の主体である国家間の権利義務関係は認められないことを前提としても、控訴人らの主張する上記国際慣習法が存在しない以上、北朝鮮が多数国間条約であるベルヌ条約に加入したことにより、同条約上の権利義務が我が国と北朝鮮との間に生じるとの主張であると解されるが、これを採用することはできない。その理由は、以下のとおりである。

すなわち、ベルヌ条約は開放条約（ベルヌ条約29条）であるから、所定の手続を踏むことにより北朝鮮がベルヌ条約に加入することは可能であり、我が国は北朝鮮がベルヌ条約の加盟国であることまで否定できるものではない。しかしながら、北朝鮮がベルヌ条約に加入することと我が国が北朝鮮を国家承認することとは別個の問題である（この点は、控訴人らも、前記のとおり、国際法学の通説として、未承認国の多数国間条約への加入は直ちに既加盟国による黙示の国家承認を意味するものではないと主張するところである。）から、北朝鮮がベルヌ条約の加盟国であるとしても、我が国との関係では依然として未承認国であることに変わりはない。

そうすると、未承認国は、原則として、承認をしない国家との間においては、国際法上の主体である国家間の権利義務関係は認められないことを前提とする限り、我が国と北朝鮮との間にベルヌ条約上の権利義務関係が生ずることはないはずであるが、それにもかかわらず、北朝鮮のベルヌ条約加入により、我が国と北朝鮮との間にベルヌ条約上の権利義務関係が生ずるとするのは、結局、ベルヌ条約への加入をもって我が国の国家承認があったのと同視するのに等しいのであり、このことは、北朝鮮がベルヌ条約に加入することと我が国が北朝鮮を国家承認することとは別個の問題であるとの前提に反するものである。そして、このような結論に至ることは、控訴人らの主張に係る国際慣習法の存否に関わらないことである。

したがって、控訴人らの上記主張は採用することができない。

#### イ ベルヌ条約における著作権保護の意義

控訴人らは、T R I P S 協定 9 条 1 項が、主権国家のみならず、ベルヌ条約を批准することが不可能な独立の関税地域にまでベルヌ条約の適用範囲を広げているのは、W T O が著作権の保護を国際社会全体における普遍的な価値を有するものと考えていることの表れであり、著作権の保護が国際社会全体における普遍的な価値を有しているものとしてベルヌ条約を締結した国家間においては、国家承認の有無にかかわらず、同条約に基づく義務及び責任を負うと主張する。

しかしながら、T R I P S 協定を含む W T O 協定は、ベルヌ条約の一定の条項を遵守する義務を定める T R I P S 協定 9 条 1 項に限って独立の関税地域が W T O 協定の加盟国となることを認めているわけではなく、W T O 協定自体について独立の関税地域が加盟国となることを認めているのであるから、W T O 協定の一部である T R I P S 協定がベルヌ条約の一定の条項を遵守する義務を定め、これが独立の関税地域について適用されるとしても、そのことから直ちに W T O が著作権の保護を国際社会全体における普遍的な価値を有するものと考えていたと推認することはできない。そして、ベルヌ条約の解釈上、著作権の保護が国際社会全体における普遍的な価値を有するものであると解することができないことは、引用に係る原判決が説示するとおりである（原判決 27 頁 17 行目から 28 頁 17 行目まで）。

したがって、控訴人らの上記主張を採用することはできない。

#### ウ 著作権法 6 条 3 号の適用

控訴人らは、著作権法 6 条 3 号の適用においては、北朝鮮がベルヌ条約の加盟国か否かを認定し、これが認定できれば、北朝鮮の国民の著作物について著作権法上の保護が認められると判断すべきであると主張する。

しかしながら、前記アに説示したとおり、ベルヌ条約の加盟国であったとしても、我が国が当該加盟国を国家承認していなければ、当該加盟国と我が国との間にベルヌ条約上の権利義務関係が生じないのであるから、単に北朝鮮がベルヌ条約の加盟国であると認定できるというだけでは、北朝鮮の国民を著作者とする著作物が、著作権法 6 条 3 号の「条約によりわが国が保護の義務を負う著作物」に当たると判断することはできない。

したがって、原判決が、北朝鮮の著作物の著作権法 6 条 3 号の該当性は、我が国が未承認国である北朝鮮に対してベルヌ条約上の義務を負担するか否かの問題に帰着するとし、その検討の結果、ベルヌ条約により我が国が北朝鮮の著作物を保護する義務を負うとは認められないから、北朝鮮の著作物は著作権法 6 条 3 号所定の著作物に該当しないと判断したことは正当であり、控訴人らの上記主張は採用することができない。

## 2 控訴人らの損害賠償請求（予備的請求）について

前記1で説示したとおり，本件各映画著作物は著作権法の保護を受ける著作物には当たらないところ，仮に本件各映画著作物に対して著作権法に基づく保護が与えられないとしても，控訴人らは，同著作物の利用について民法709条の法律上保護される利益を有しており，脱退被控訴人による本件無許諾放映は，控訴人らの有する法的利益を侵害するものとして不法行為を構成すると主張するので，以下，この点について検討する。

(1) 前記争いのない事実等に証拠（甲1ないし3，15ないし17，27，28，33，35。なお，枝番号の記載は省略した。）及び弁論の全趣旨を総合すると，以下の事実が認められ，これに反する証拠はない。

ア 控訴人輸出入社は，北朝鮮文化省傘下の行政機関であり，同省により，同控訴人は「映画輸出及び輸入，映画合作及び注文製作，技術協力」に関する事業権限を有し，北朝鮮映画の著作権及び版權を保有することが確認されている。

イ 控訴人輸出入社と控訴人カナリオ企画は，平成14年9月30日，控訴人輸出入社が著作権を有する北朝鮮映画について，控訴人カナリオ企画に対し，日本国内における上映，複製及び頒布する権利を独占的に許諾することなどを内容とする本件映画著作権基本契約を締結した（甲2）。同契約においては，上記のとおり，控訴人カナリオ企画に許諾された権利は「上映，複製及び頒布」とされていたが，実際には，同控訴人は，上記契約に基づき，控訴人輸出入社から利用許諾を受けた北朝鮮映画について，別紙一覧表のとおり，テレビ局が放送で利用することについても有償で許諾をしており，上記契約により控訴人輸出入社が控訴人カナリオ企画に許諾した権利は「放送」をも含むものであった。

ウ 控訴人輸出入社は，平成18年11月1日，フランスの映画会社との間で北朝鮮映画4作品について，期間，地域等を限定して版權を売買する旨の契約を締結し，そのオリジナルフィルムの複製物を上記映画会社に提供した（甲28）。この契約の対象となった映画作品には，本件映画著作権基本契約の対象でもある1972年に北朝鮮国内で製作された劇映画「花を売る少女」（別紙映画目録1記載の劇映画欄1の映画と同一のものと認められる。）が含まれていた。

エ 本件映画は，1978年に北朝鮮国内で朝鮮芸術映画撮影所により製作された2時間を超える劇映画である。控訴人輸出入社は本件映画のオリジナルフィルムを所有し，控訴人カナリオ企画は，本件映画著作権基本契約に基づき，その複製物の提供を受け，日本国内における利用許諾に使用するため，これを管理している。

オ 本件無許諾放映は，脱退被控訴人の「スーパーニュース」と題する報道番

組中で行われたもので、「知りすぎた美人女優」のタイトルの下、映画を通じての北朝鮮国民に対する洗脳教育との視点から、本件映画の主演女優が本件映画の製作状況等についての思い出を語る全体約6分の放映であり、そのうち約2分強に本件映画の映像が使用されたものである（甲16, 17）。

カ 控訴人カナリオ企画は、平成16年2月27日、株式会社日本スカイウェイとの間で、本件各映画著作物に含まれる劇映画2作品について、これをビデオカセット及びDVDに複製した商品を販売することなどを内容とする利用許諾契約を締結したが、脱退被控訴人らが本件無許諾放映をしたため、北朝鮮映画に対する法的保護の有無について疑義が生じ、上記契約に基づくビデオカセット及びDVDの販売ができない状況となっている（甲35の1, 2）。

(2) 上記(1)の認定事実によれば、本件映画は2時間を超える劇映画であり、その内容等（甲15）に照らし、相当の資金、労力、時間をかけて創作されたものといえるから、著作物それ自体として客観的な価値を有するものと認められる。また、北朝鮮文化省は、控訴人輸出入社が北朝鮮映画の著作権を保有するものであるとしていること、控訴人輸出入社は、本件映画のオリジナルフィルムを所有し、その複製物を控訴人カナリオ企画に提供していること、控訴人輸出入社は、本件映画著作権基本契約の対象でもある1972年に製作された劇映画「花を売る少女」について、著作権者としてフランスの映画会社と版権の売買契約を締結し、その複製物を同映画会社に提供していること等の事実を総合すれば、本件映画が製作された1978（昭和53）年当時とはもかく、遅くとも本件映画著作権基本契約が締結された平成14年当時には、控訴人輸出入社は北朝鮮国内において本件映画を独占的に管理支配していたものと推認することができる。

そして、控訴人カナリオ企画は、本件映画著作権基本契約に基づき、控訴人輸出入社から本件映画を含む本件各映画著作物について、日本国内における上映、複製、頒布及び放送についての独占的な許諾権を付与され、本件映画の複製物の提供を受けていたことからすれば、控訴人カナリオ企画は日本国内において本件映画の利用について独占的な管理支配をし得る地位を得ていたものと認めることができ、このことに、本件映画が上記のとおり著作物として客観的な価値を有するものであり、経済的な利用価値があること、控訴人カナリオ企画は、別紙一覧表のとおり放送局に対して本件各映画著作物に属する作品の放送を許諾することにより現実に利益を得ていたことを併せ考慮するならば、控訴人カナリオ企画が上記地位に基づいて本件映画を利用することにより享受する利益は、法律上の保護に値するものと認めるのが相当である。

これに対し、控訴人輸出入社は、日本国内に営業所等を一切有しておらず、本件各映画著作物の日本国内における利用は専ら控訴人カナリオ企画に委ねら

れ、同控訴人に対し、自らは利用に関する権利を行使しないことを約している（甲18）ことからすれば、控訴人輸出入社については、本件映画の日本国内における利用について法律上保護に値する利益を有するものとは認められない。

(3) そこで、以上に説示したところを前提とし、さらに進んで、脱退被控訴人による本件無許諾放映が、控訴人カナリオ企画が本件映画の利用により享受する利益に対する違法な侵害に当たるかどうかにつき、検討する。

ア 本件映画は、控訴人カナリオ企画が管理支配をしているそれ自体が客観的な価値を有し、経済的な利用価値のある映画であり、その製作に当たっては相当の資金、労力、時間を要したものであること、控訴人カナリオ企画は、北朝鮮がベルヌ条約に加入した後も、控訴人輸出入社から利用許諾を得た本件各映画著作物に含まれる作品について、別紙一覧表のとおり、テレビ番組における放映を許諾し、使用料を得ていたものであり、本件映画についても、同一一覧表「放送者名」欄記載の放送者に対しては利用許諾をすることにより使用料収入を得られる作品であると推認できること、控訴人カナリオ企画は、本件無許諾放映により本件各映画著作物に含まれる作品のビデオカセット及びDVDの販売ができない状況になっていること、本件無許諾放映は、報道を目的とするニュース番組の中で行われたものであるが、脱退被控訴人にとってはスポンサー収入の対象となる営利事業であること、本件無許諾放映の時間は128秒間であり、本件映画全体の上映時間からすれば、わずかな一部の利用といえなくもないが、約6分間のテレビ番組中で2分間を超える放映をすることは、それ自体としては相当な時間の利用であるといえること等の事実を照らすならば、脱退被控訴人が控訴人カナリオ企画に無断で営利の目的をもって本件無許諾放映をしたことは社会的相当性を欠く行為であるとの評価を免れず、本件無許諾放映は、控訴人カナリオ企画が本件映画の利用により享受する利益を違法に侵害する行為に当たると認めるのが相当である。

イ これに対し、被控訴人は、著作権法により保護されない著作物は原則として自由に利用できるものであり、仮にその利用について一般不法行為が成立する余地があるとすれば、著作物の単なる利用に止まらず、公序良俗違反といえる程に強い反社会性や違法性を有する場合に限定されるべきであると主張する。

しかしながら、著作物は人の精神的な創作物であり、多種多様なものが含まれるが、中にはその製作に相当の費用、労力、時間を要し、それ自体客観的な価値を有し、経済的な利用により収益を挙げ得るものもあることからすれば、著作権法の保護の対象とならない著作物については、一切の法的保護を受けないと解することは相当ではなく（なお、被控訴人は、著作権法により保護されない著作物の利用については不法行為法上の保護が及ばないとするのが立法者意思である旨主張するが、かかる立法事実を認めることはでき



ない。) , 利用された著作物の客観的な価値や経済的な利用価値 , その利用目的及び態様並びに利用行為の及ぼす影響等の諸事情を総合的に考慮して , 当該利用行為が社会的相当性を欠くものと評価されるときは , 不法行為法上違法とされる場合があると解するのが相当である。

したがって , 不法行為が成立するのは著作物の利用が公序良俗に反する場合に限定されるとの被控訴人主張は採用することができない。

(4) 脱退被控訴人は , 平成15年2月11日放送の「スーパーニュース」における北朝鮮制作映画の使用について , 控訴人カナリオ企画に使用許可を求め , その対価として18万9000円(税込み)を支払った(甲5)。しかし , 北朝鮮がベルヌ条約に加入したことに伴い , 文化庁が我が国は北朝鮮に対しベルヌ条約上の保護義務を負わないとの見解を表明したことから , 今後は同見解に従い , 北朝鮮著作物について何らの制限や留保条件もなく使用する旨を控訴人カナリオ企画に通告したことが認められる(甲4の1, 2)。以上の経緯に照らすならば , 脱退被控訴人は北朝鮮著作物の有する経済的価値を認めていたものの専らベルヌ条約の解釈のみに依拠して本件無許諾放映に及んだものであるから , 少なくとも過失があることを免れることはできないものというべきである。

(5) 以上に検討したとおり , 本件無許諾放映は控訴人カナリオ企画に対する不法行為を構成するものと認められるところ , 控訴人らは , 本件無許諾放映により許諾料相当額の損害を被ったと主張する。

しかしながら , 許諾料相当額の損害は , 排他的な利用権である著作権の侵害があった場合に認められるものであり , 著作権法による保護が認められない本件映画について , 著作権の認められる著作物と同様の損害を認めることは相当ではない。そして , 本件における控訴人カナリオ企画の損害は , その性質上その額を立証することが極めて困難なものに当たると認められるから , 民事訴訟法248条を適用し , 金10万円をもって損害額と認める。

また , 本件事案の性質 , 難易 , 認容額その他本件に現われた諸事情を考慮すれば , 脱退被控訴人の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用の損害は , 金2万円と認めるのが相当である。

(6) 以上によれば , 控訴人カナリオ企画の予備的損害賠償請求は , 金12万円及びこれに対する不法行為の後である平成18年3月30日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

また , 控訴人輸出入社の予備的損害賠償請求は , 前記のとおり , 被侵害利益の存在が認められないから , その余の点につき検討するまでもなく , 理由がない。

### 3 結論

以上の次第で , 控訴人らの本件各控訴は理由がないから , これを棄却する。

また、控訴人輸出入社の当審で拡張した差止請求及び当審で追加した予備的損害賠償請求はいずれも理由がないからこれを棄却し、控訴人カナリオ企画の予備的損害賠償請求は、主文掲記の限度で理由があるからこれを認容し、その余を棄却することとし、主文のとおり判決する。なお、仮執行の宣言は相当でないから付さない。

-----

【最高裁の判断】

主 文

1 平成21年(受)第602号上告人・同第603号被上告人の上告に基づき、原判決中、平成21年(受)第602号上告人・同第603号被上告人の敗訴部分を破棄する。

2 前項の部分に関する平成21年(受)第602号被上告人・同第603号上告人の請求を棄却する。

3 原判決中予備的請求に関する部分についての平成21年(受)第602号被上告人・同第603号上告人及び平成21年(受)第603号上告人の各上告を却下する。

4 平成21年(受)第602号被上告人・同第603号上告人及び平成21年(受)第603号上告人のその余の上告をいずれも棄却する。

5 平成21年(受)第602号上告人・同第603号被上告人と平成21年(受)第602号被上告人・同第603号上告人との間における控訴費用及び上告費用は、平成21年(受)第602号被上告人・同第603号上告人の負担とし、平成21年(受)第602号上告人・同第603号被上告人と平成21年(受)第603号上告人との間における上告費用は、平成21年(受)第603号上告人の負担とする。

理 由

第1 事案の概要

1 本件は、平成21年(受)第602号被上告人・同第603号上告人(以下「1審原告X<sub>1</sub>」という。)及び平成21年(受)第603号上告人(以下「1審原告X<sub>2</sub>」といい、1審原告X<sub>1</sub>と1審原告X<sub>2</sub>を併せて「1審原告ら」という。)が、朝鮮民主主義人民共和国(以下「北朝鮮」という。)で製作された原判決別紙映画目録1記載1nの映画(以下「本件映画」という。)の一部を1審原告らの許諾なく放送したAを承継した平成21年(受)第602号上告人・同第603号被上告人(以下「1審被告」という。)に対し、主位的に、本件映画を含む北朝鮮で製作された同目録1ないし3記載の各映画

(以下「本件各映画」という。)は北朝鮮の国民の著作物であり、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(以下「ベルヌ条約」という。)により我が国が保護の義務を負う著作物として著作権法6条3号の著作物に当たると主張して、本件各映画に係る1審原告X<sub>2</sub>の公衆送信権(同法23条1項)が侵害されるおそれがあることを理由に、1審原告X<sub>2</sub>において本件各映画の放送の差止めを求めるとともに、Aによる上記の放送行為は、本件各映画について1審原告X<sub>2</sub>が有する公衆送信権及び1審原告X<sub>1</sub>が有する日本国内における利用等に関する独占的な権利を侵害するものであることを理由に、上記各権利の侵害による損害賠償を請求し、原審において、予備的に請求を追加し、仮に本件映画が同法による保護を受ける著作物に当たらないとしても、上記放送行為は、1審原告らが本件映画について有する法的保護に値する利益の侵害に当たると主張して、不法行為に基づく損害賠償の支払を求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 本件各映画は、いずれも北朝鮮において製作された著作物であり、このうち、本件映画は、昭和53年に、Bにより製作された2時間を超える劇映画である。

(2) 1審原告X<sub>2</sub>は、北朝鮮の民法によって権利能力が認められている北朝鮮文化省傘下の行政機関であり、同省により、本件各映画について北朝鮮の法令に基づく著作権を有する旨が確認されている。

1審原告X<sub>1</sub>は、平成14年9月30日、1審原告X<sub>2</sub>との間で、映画著作権基本契約(以下「本件契約」という。)を締結し、本件各映画につき、日本国内における独占的な上映、放送、第三者に対する利用許諾等について、その許諾を受けた。

(3) Aは、平成15年12月15日、「スーパーニュース」と題するテレビニュース番組において、北朝鮮における映画を利用した国民に対する洗脳教育の状況を報ずる目的で、本件映画の主演を務めた女優が本件映画の製作状況等についての思い出を語る場面と本件映画の一部とを組み合わせた内容の約6分間の企画を放送した。上記企画において、合計2分8秒間本件映画の映像が用いられた(以下、上記企画で本件映画を放送した部分を「本件放送」という。)。Aは、本件放送について1審原告らの許諾を得ていなかった。

(4) 1審被告は、平成20年10月1日、会社分割により、Aのグループ経営管理事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継した。

(5) ベルヌ条約は、昭和50年4月24日に我が国について効力を生じた。

北朝鮮は、平成15年1月28日、世界知的所有権機関の事務局長に対し、同条約に加入する旨の加入書を寄託し、同事務局長は、同日、その事実を同条約の他の同盟国に通告し、これにより、同条約は、同年4月28日に北朝鮮に

ついて効力を生じた。

(6) ベルヌ条約は、同条約が適用される国が文学的及び美術的著作物に関する著作権者の権利の保護のための同盟を形成すると規定し(1条)、いずれかの同盟国の国民である著作権者は、その著作物について、同条約によって保護される旨を規定する(3条(1)(a))。

また、同条約は、同盟に属しないいずれの国も、同条約に加入することができ、その加入により、同条約の締約国となり、同盟の構成国となることのできる旨規定するが(29条(1))、条約への加入について、同盟国の承諾などの特段の要件を設けていない。

(7) 我が国は、北朝鮮を国家として承認しておらず、また、我が国は、北朝鮮以外の国がベルヌ条約に加入し、同条約が同国について効力を生じた場合には、その旨を告示しているが、同条約が北朝鮮について効力を生じた旨の告示をしていない。

そして、外務省及び文部科学省は、我が国が、北朝鮮の国民の著作物について、ベルヌ条約の同盟国の国民の著作物として保護する義務を同条約により負うとは考えていない旨の見解を示している。

3 原審は、上記事実関係の下において、次のとおり判断して、1審原告らの主位的請求及び1審原告X<sub>2</sub>の予備的請求を棄却すべきものとし、1審原告X<sub>1</sub>の予備的請求を12万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で認容した。

(1) 我が国は、我が国が国家として承認していない国(以下「未承認国」という。)である北朝鮮の国民の著作物につき、ベルヌ条約3条(1)(a)に基づき、これを保護する義務を負うものではないから、本件各映画は、著作権法6条3号の「条約によりわが国が保護の義務を負う著作物」とはいえず、1審原告らの主位的請求は、その前提を欠き、理由がない。

(2)ア 本件放送は、1審原告X<sub>1</sub>が本件契約に基づき取得した日本国内において本件映画を利用することにより享受する利益を違法に侵害する行為に当たり、Aには、少なくとも過失があるから、1審被告は、民法709条に基づき、1審原告X<sub>1</sub>が被った損害を賠償する責任を負う。

イ しかしながら、1審原告X<sub>2</sub>は、1審原告X<sub>1</sub>に本件各映画の日本国内における利用を委ねており、本件映画の日本国内における利用について法律上保護に値する利益を有するものとはいえないから、1審原告X<sub>2</sub>の予備的請求は理由がない。

第2 平成21年(受)第603号上告代理人齊藤誠、同金舜植、同石川美津子の上告受理申立て理由について

1 所論は、本件各映画が著作権法6条3号の「条約によりわが国が保護の義務を負う著作物」とはいえないとした原審の判断には、同号の解釈の誤りがあ

るといのである。

2 一般に、我が国について既に効力が生じている多数国間条約に未承認国が事後に加入した場合、当該条約に基づき締約国が負担する義務が普遍的価値を有する一般国際法上の義務であるときなどは格別、未承認国の加入により未承認国との間に当該条約上の権利義務関係が直ちに生ずると解することはできず、我が国は、当該未承認国との間における当該条約に基づく権利義務関係を発生させるか否かを選択することができるものと解するのが相当である。

これをベルヌ条約についてみると、同条約は、同盟国の国民を著作者とする著作物を保護する一方（3条（1）（a））、非同盟国の国民を著作者とする著作物については、同盟国において最初に発行されるか、非同盟国と同盟国において同時に発行された場合に保護するにとどまる（同（b））など、非同盟国の国民の著作物を一般的に保護するものではない。したがって、同条約は、同盟国という国家の枠組みを前提として著作権の保護を図るものであり、普遍的価値を有する一般国際法上の義務を締約国に負担させるものではない。

そして、前記事実関係等によれば、我が国について既に効力を生じている同条約に未承認国である北朝鮮が加入した際、同条約が北朝鮮について効力を生じた旨の告示は行われておらず、外務省や文部科学省は、我が国は、北朝鮮の国民の著作物について、同条約の同盟国の国民の著作物として保護する義務を同条約により負うものではないとの見解を示しているといのであるから、我が国は、未承認国である北朝鮮の加入にかかわらず、同国との間における同条約に基づく権利義務関係は発生しないという立場を採っているものといべきである。

以上の諸事情を考慮すれば、我が国は、同条約3条（1）（a）に基づき北朝鮮の国民の著作物を保護する義務を負うものではなく、本件各映画は、著作権法6条3号所定の著作物には当たらないと解するのが相当である。最高裁昭和49年（行ツ）第81号同52年2月14日第二小法廷判決・裁判集民事120号35頁は、事案を異にし、本件に適切ではない。

3 したがって、本件各映画が著作権法により保護を受けることを前提とする1審原告らの主位的請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がないから、これと同旨の原審の前記第1、3の(1)の判断は是認することができる。1審原告らの論旨は採用することができない。

第3 平成21年（受）第602号上告代理人前田哲男、同中川達也の上告受理申立て理由（ただし、排除された部分を除く。）について

1 所論は、本件放送が1審原告X1に対する不法行為を構成するとした原審の判断には、民法709条及び著作権法6条の解釈の誤りがあるなどというのである。

2 著作権法は、著作物の利用について、一定の範囲の者に対し、一定の要件の下に独占的な権利を認めるとともに、その独占的な権利と国民の文化的生活の自由との調和を図る趣旨で、著作権の発生原因、内容、範囲、消滅原因等を定め、独占的な権利の及ぶ範囲、限界を明らかにしている。同法により保護を受ける著作物の範囲を定める同法6条もその趣旨の規定であると解されるのであって、ある著作物が同条各号所定の著作物に該当しないものである場合、当該著作物を独占的に利用する権利は、法的保護の対象とはならないものと解される。したがって、同条各号所定の著作物に該当しない著作物の利用行為は、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではないと解するのが相当である。

3 これを本件についてみるに、本件映画は著作権法6条3号所定の著作物に該当しないことは前記判示のとおりであるところ、1審原告X1が主張する本件映画を利用することにより享受する利益は、同法が規律の対象とする日本国内における独占的な利用の利益をいうものにほかならず、本件放送によって上記の利益が侵害されたとしても、本件放送が1審原告X1に対する不法行為を構成するとみることはできない。

仮に、1審原告X1の主張が、本件放送によって、1審原告X1が本件契約を締結することにより行おうとした営業が妨害され、その営業上の利益が侵害されたことをいうものであると解し得るとしても、前記事実関係によれば、本件放送は、テレビニュース番組において、北朝鮮の国家の現状等を紹介することを目的とする約6分間の企画の中で、同目的上正当な範囲内で、2時間を超える長さの本件映画のうちの合計2分8秒間分を放送したものにすぎず、これらの事情を考慮すれば、本件放送が、自由競争の範囲を逸脱し、1審原告X1の営業を妨害するものであるとは到底いえないのであって、1審原告X1の上記利益を違法に侵害するとみる余地はない。

したがって、本件放送は、1審原告X1に対する不法行為とはならないというべきである。

4 以上と異なる原審の前記第1、3(2)アの判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、1審被告の論旨は理由がある。原判決中、1審被告敗訴部分は破棄を免れず、同部分に関する1審原告X1の請求は理由がないから、同請求を棄却すべきである。

#### 第4 結論

以上によれば、1審被告の上告に基づき、原判決中、1審被告敗訴部分を破棄して、同部分につき1審原告X1の請求を棄却し、1審原告らは、原判決中予備的請求に関する部分について上告受理の申立てをしたが、その理由を記載した書面を提出せず、同部分についての上告は不適法であるから、同部分につ

いての1審原告らの各上告を却下し、その余の1審原告らの上告をいずれも棄却すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。  
(裁判長裁判官 櫻井龍子 裁判官 宮川光治 裁判官 金築誠志 裁判官 横田 尤孝 裁判官 白木 勇)

### 【論 説】

1．国際私法上の問題である本件は、両国とも著作権の保護に関するベルヌ条約の加盟国であるから、わが国著作権法6条3号によると、「条約によりわが国が保護の義務を負う著作物」であれば、わが国著作権法の保護を受けることになっているから、この規定の適用の有無を考えることが最大の争点であったといえる。

そこで、この問題については最後に改めて論ずるとして、まず被告が放映した北朝鮮の各映画は、わが国著作権法6条3号所定の条約により保護を受ける著作物に当たらないと認定して、原告らによる放映の差止め請求と利用許諾による損害賠償請求の棄却を不服として控訴した知財高裁の判断について検討する。

2．控訴人（原告）らは、控訴人輸出入社は、別紙映画目録2及び3記載の各映画につき、著作権に基づく放映の差止請求を追加するとともに、控訴人らは、仮に本件各映画著作物が著作権法の保護を受ける著作物に当たらないとしても、脱退被控訴人が上記映画の映像の一部を控訴人らの許諾を得ることなく放映した行為は、控訴人らが同映画について有する法的保護に値する利益の侵害に当たると主張して、民法709条に基づく損害賠償請求を予備的に追加した。なお、主位的請求に係る請求額は34万6千円に減縮した。

これに対し知財高裁は、東京地裁の判決理由を一部訂正し、次のように判示したのである。

(1) 控訴人輸出入社の差止請求及び控訴人らの損害賠償請求（主位的請求）について

a．控訴人輸出入社の差止請求は、同控訴人が北朝鮮の法人で、北朝鮮の著作物についての著作権に基づく請求という点で、渉外的要素を含むものであるから、まず準拠法を決定する必要がある。

我が国が加入しているベルヌ条約5条(2)は、「したがって、保護の範囲及び著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法は、この条約の規定によるほか、専ら、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。」と規定しているところ、この規定は、著作権の「保護の範囲」及び「著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法」という単位法律関係について、「保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる」という

準拠法を定める抵触規則である。

したがって、著作権に基づく差止請求の問題は、「著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法」であるから、ベルヌ条約によって保護される著作物の著作権に基づく差止請求は、同条約5条(2)により、保護が要求される同盟国の法令、すなわち同盟国の著作権法が準拠法となる。もっとも、本件においては、北朝鮮の著作物が我が国との関係でベルヌ条約3条(1)(a)によって保護される著作物に当たるか否かが争われており、このような場合にベルヌ条約5条(2)の抵触規則を適用して準拠法を決定することができるのかどうか問題となる。

ベルヌ条約によって保護される著作物に当たるかどうか争われている北朝鮮の著作物に係る著作権に基づく差止請求についても、ベルヌ条約5条(2)の定める抵触規則が適用ないし類推適用されるから、控訴人輸出入社の差止請求については、我が国の著作権法が適用されると解すべきであると説示した。

また、控訴人らが損害賠償請求において主張する被侵害利益は、北朝鮮の著作物に係る著作権ないしその利用許諾権（以上、主位的請求）あるいは北朝鮮の著作物という知的財産の利用により享受し得る要保護性のある法的利益（予備的請求）であるという点で、いずれも渉外的要素を含むものであるから、準拠法を決定する必要がある。また、この法律関係の性質は不法行為であるから、準拠法については、法例11条1項（法適用通則法附則3条4項により、なお従前の例による）として、法例の規定が適用される。）によって決すべきである。そして、同条項にいう「原因タル事実ノ発生シタル地」は、控訴人らに対する権利ないし法的利益の侵害という結果が生じたと主張されている我が国であるから、本件における損害賠償請求（主位的・予備的とも）については、民法709条が適用されることになる。

b. 次に、国家承認の性質及びその国際法上の効力については、これを定める条約及び確立した国際法規が存在するとは認められないところ、証拠によれば、我が国は、北朝鮮を国家承認していないが、国家承認の意義については、ある主体を国際法上の国家として認めることをいうものと理解し、また、国際法上の主体とは、一般に国際法上の権利又は義務の直接の帰属者をいい、その典型は国家であると理解されていること、我が国政府は、北朝鮮を国家承認していないから、我が国と北朝鮮との間には、国際法上の主体である国家間の関係は存在しないとの見解を採っていることになる。

したがって、当裁判所としては、日本国憲法上、外交関係の処理及び条約を締結することが内閣の権限に属するものとされている（憲法73条2号、3号）から、国家承認の意義及び我が国と未承認国である北朝鮮との国際法上の権利義務関係について、政府見解を尊重すべきものとした。すると、未承認国である北朝鮮は、我が国との関係では国際法上の法主体であるとは認められず、国際法上の一般的権利能力を有するものとはいえないと判断したのである。もっとも、未承認国であっても、その政治的存在に基づいて限定した範囲では、



国際法上の権利能力を有するものと認めることができることも付言している。

c 以上を前提とすれば、原判決が、未承認国は、国際法上一定の権利を有することは否定されないものの、承認をしない国家との間においては、国際法上の主体である国家間の権利義務関係は認められないと判断したことは相当で、この判断が国際法の解釈を誤ったものであるとする控訴人らの主張は採用することができないと判示したのである。

(2) 控訴人らの損害賠償請求（予備的請求）について

a 次に、裁判所は、本件各映画著作物は著作権法の保護を受ける著作物には当たらないところ、仮に本件各映画著作物に対して著作権法に基づく保護が与えられないとしても、控訴人らは、同著作物の利用について民法709条の法律上保護される利益を有しており、脱退被控訴人（フジ・メディア・ホールディングス）による本件無許諾放映は、控訴人らの有する法的利益を侵害するものとして不法行為を構成すると主張するので、この点について検討した。

本件映画は、控訴人カナリオ企画が管理支配をしているそれ自体が客観的な価値を有し、経済的な利用価値のある映画であり、その製作に当たっては相当の資金、労力、時間を要したものであること、控訴人カナリオ企画は、北朝鮮がベルヌ条約に加入した後も、控訴人輸出入社から利用許諾を得た本件各映画著作物に含まれる作品について、別紙一覧表のとおり、テレビ番組における放映を許諾し、使用料を得ていたもので、本件映画についても、同一一覧表「放送者名」欄記載の放送者に対しては利用許諾をすることにより使用料収入を得られる作品であると推認できること、控訴人カナリオ企画は、本件無許諾放映により本件各映画著作物に含まれる作品のビデオカセット及びDVDの販売ができない状況になっていること、本件無許諾放映は、報道を目的とするニュース番組の中で行われたものであるが、脱退被控訴人にとってはスポンサー収入の対象となる営利事業であること、本件無許諾放映の時間は128秒間であり、本件映画全体の上映時間からすれば、わずかな一部の利用といえなくもないが、約6分間のテレビ番組中で2分間を超える放映をすることは、それ自体としては相当な時間の利用であるといえること等の事実を照らすと、脱退被控訴人が控訴人カナリオ企画に無断で営利の目的をもって本件無許諾放映をしたことは、社会的相当性を欠く行為であるとの評価を免れず、本件無許諾放映は、控訴人カナリオ企画が本件映画の利用により享受する利益を違法に侵害する行為に当たると認めるのが相当であると判示した。

これに対し、被控訴人は、著作権法により保護されない著作物は原則として自由に利用できるものであり、仮にその利用について一般不法行為が成立する余地があるとすれば、著作物の単なる利用に止まらず、公序良俗違反といえる程に強い反社会性や違法性を有する場合に限定されるべきであると主張した。

しかし裁判所は、著作物は人の精神的な創作物であり、多種多様なものが含まれ、著作権法の保護の対象とならない著作物は、一切の法的保護を受けないと解することは相当でなく、利用された著作物の客観的な価値や経済的な利用

価値，その利用目的及び態様並びに利用行為の及ぼす影響等の諸事情を総合的に考慮し，当該利用行為が社会的相当性を欠くものと評価されるときは，不法行為法上違法とされる場合があると解するのが相当であると判示した。

b．脱退被控訴人は，平成15年2月11日放送の「スーパーニュース」における北朝鮮制作映画の使用については控訴人カナリオ企画に使用許可を求め，その対価として18万9千円（税込み）を支払っていた。しかし，北朝鮮がベルヌ条約に加入したことに伴い，文化庁が我が国は北朝鮮に対しベルヌ条約上の保護義務を負わないとの見解を表明したことから，今後は同見解に従い，北朝鮮著作物について何らの制限や留保条件もなく使用する旨を控訴人カナリオ企画に通告したことが認められる。

以上の経緯に照らすならば，脱退被控訴人は北朝鮮著作物の有する経済的価値を認めていたものの，専らベルヌ条約の解釈のみに依拠して本件無許諾放映に及んだものであるから，少なくとも過失があることを免れることはできないものというべきであると判示した。

### (3) 判断

以上に検討したとおり，本件無許諾放映は控訴人カナリオ企画に対する不法行為を構成するものと認められたが，控訴人らは，本件無許諾放映により許諾料相当額の損害を被ったと主張した。

しかし，裁判所は，許諾料相当額の損害は，排他的な利用権である著作権の侵害があった場合に認められるもので，著作権法による保護が認められない本件映画については，同様の損害を認めることは相当ではないと認定した。そして，本件における控訴人カナリオ企画の損害は，その性質上その額を立証することが極めて困難なものに当たるから，民事訴訟法248条を適用し，金10万円をもって損害額と認めたのである。

また，本件事案の性質，難易，認容額その他本件に現われた諸事情を考慮すると，脱退被控訴人の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用の損害は，金2万円と認めるのが相当であるとし，控訴人カナリオ企画の予備的損害賠償請求は，金12万円及びこれに対する不法行為の後である平成18年3月30日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があると判示したのである。

3．最高裁の判決を読んで理解できないことは，著作物の保護に関するベルヌ同盟条約に日本も北朝鮮も加盟しているにもかかわらず，著作権法6条3号の適用を拒否し，北朝鮮は，わが国が国家として承認していない国であるから，北朝鮮の国民が製作公表した映画の著作物は，わが国では保護されないと解していることである。とすると，北朝鮮はわが国や韓国（南朝鮮）を国家として承認していないということになるのだろうか。いずれも国連の加盟国であるが。

北朝鮮とわが国との間には，過去に多くの日本人が「拉致」され，その問題がまだ解決されていない事情はあるが，それと国家承認問題とは別であるし，

ベルヌ条約国に対する権利義務の主張や保護は遵守されなければならない。そうすると、今回の最高裁判決は、相互主義を原則とする国際条約に基づくのではなく、専らわが国政府の方針ないし政策に基づいた恣意的な判断であったといわれても仕方ないであろう。

そして逆に、この判決の影響は北朝鮮の国民に与える効果の方がこわいのである。即ち、日本で製作された多くのアニメーションが北朝鮮でコピーされ、それを国内で販売や放映されたり、外国へ輸出される事実が今後起こることは十分予想されるのである。その意味で、国際問題の中で禍根を残した最高裁判決といえるであろう。

〔牛木 理一〕

(別紙)

## 映画目録

### 1 劇映画

	題名	製作年月日	監督名	製作所
a	민족의 태양 1부 民族の太陽 1部	1987	オム・ギルソン	朝鮮芸術映画撮影所
	민족의 태양 2부 民族の太陽 2部	1988	同上	同上
	민족의 태양 3부 民族の太陽 3部	1989	バク・チャンソン	同上
	민족의 태양 4부 民族の太陽 4部	1990	同上	同上
	민족의 태양 5부 民族の太陽 5部	1991	リ・ジェジュン	同上
b	조선의 별 1, 2부 朝鮮の星 1, 2部	1980	オム・ギルソン	同上
	조선의 별 3부 朝鮮の星 3部	1981	同上	同上
	조선의 별 4~6부 朝鮮の星 4~6部	1982	同上	同上
	조선의 별 7부 朝鮮の星 7部	1983	同上	同上
	조선의 별 8부 朝鮮の星 8部	1984	同上	同上
	조선의 별 9부 朝鮮の星 9部	1985	チョウ・ギョンスン	同上

	조선의 별 10부 朝鮮の星 10部	1986	オム・ギルソン	同上
c	녀인의 손 女人の手	1994	キム・ギラ チェ・ヒョンシク	同上
d	살아있는 영혼들 生きている靈魂	2000	キム・チュンソク	同上
e	등대 灯台	1983	同上	同上
f	영령-027호 密令027	1986	チョン・キモ キム・ウンソク	4.25芸術映画撮影所
g	녀병사의 수기 女性兵士の手記	2003	チャン・ギルヒョン	同上
h	이름없는 영웅들 15~18부 名もなき英雄達 15~18部	1980	リュウ・ホスン コウ・ハクリム	朝鮮芸術映画撮影所
	이름없는 영웅들 19, 20부 名もなき英雄達 19, 20部	1981	同上	同上
i	민족과 운명 1부 民族と運命 1部	1992	チェ・サンGUN キム・ヨンホ パク・チュンジュ	同上
	민족과 운명 2부 民族と運命 2部	同上	チェ・サンGUN キム・ヨンホ ムン・ジョンソン	同上
	민족과 운명 3부 民族と運命 3部	同上	チェ・サンGUN キム・ヨンホ チョウ・ギョンスン	同上

	민족과 운명 4부 民族と運命 4部	同上	同上	同上
	민족과 운명 5부 民族と運命 5部	同上	チェ・サンゲン パク・チョンジュ パク・チュグッ	同上
j	홍길동 洪吉童(ホンギルトン)	1985	キム・ギルイン	同上
k	유격대 오형제 1~3부 遊撃隊の5兄弟 1~3部	1968	チェ・イクキュ	同上
l	꽃 따는 처녀 花を売る少女	1972	チェ・イクキュ パク・ハク	同上
m	피비디 血の海	1969	チェ・イクキュ	同上
n	사령부를 멀리 떠나서 司令部を遠く離れて	1978	リュウ・호손	同上

## 2 記録映画

	題名	製作年月日	製作所
a	위대한 아버이 품 偉大なる父の懐	1986	朝鮮科学記録映画撮影所
b	날바다 우에 솟아난 서해갑문 世界屈指の西海閘門建設	1987	同上
c	圓허우에 솟아난 조선 よみがえる朝鮮	1991	同上
d	21 세기의 태양 21世紀の太陽	2002	同上
e	위대한 령도의 빛나는 격사 偉大なる領導の輝かしい歴史	2002	同上

### 3 科学映画

	題名	製作年月日	製作所
a	추위에 견디는 감나무 재배 방법 寒さに耐える柿の木の栽培方法	1985	朝鮮科学記録映画撮影所
b	과학 상식 26부 科学常識 26部	1979	同上
c	농업 상식 (1) 農業常識 (1)	1986	同上
d	꿩을 적극 보호 증식하자 キジを積極的に保護増殖しよう	2004	同上
e	유구한 역사로 빛나는 조선 1부 (조선 민족의 기원) 悠久な歴史に輝く朝鮮 1部 (朝鮮民族の起源)	1998	同上

### 4 アニメ映画

	題名	製作年月日	監督	製作所
a	용감한 꿀벌 1, 2부 勇敢な蜜蜂 1, 2部	1982	김ム・하비옥	4.26 児童映画撮影所
b	물타버린 쉬파리부대 ハ工部隊	1978	同上	同上
c	소년포수 少年砲兵	1992	同上	同上
d	령리한 너구리 1부 かしこいたヌキ	1987	김ム・クァンソン	同上
	령리한 너구리 2부 かしこいたヌキ	1987	림ム・ホンウン	同上
	령리한 너구리 3부 かしこいたヌキ	1987	김ム・クァンソン	同上